

教育民生委員協議会記録

開 会 年 月 日	平成 23 年 8 月 19 日
開 会 時 刻	午後 1 時 28 分
閉 会 時 刻	午後 1 時 39 分
出 席 委 員 名	◎西山則夫 ○吉岡勝裕 野崎隆太 世古 明
	岡田善行 藤原清史 長田 朗 杉村定男 中山裕司
	(宿 典泰議長)
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	筒井弘明
協 議 案 件	1 水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について
	2 「新成人のつどい」の会場変更について
説 明 員	教育長 教育部長 教育次長 生涯学習・スポーツ課長
	健康福祉部長 健康福祉部次長 生活支援課長
	生活支援課副参事 上下水道部長 上下水道部次長 料金課長
	上水道課長
	ほか関係参与

協議の経過ならびに結果概要

午後1時28分、西山委員長開会を宣告し、直ちに会議に入り、「水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について」を協議題とし当局から説明を受けたが特に発言もなく終わり、次に報告案件である「新成人のつどいの会場変更について」当局から報告を受けた後、午後1時39分に協議会を閉会した。

(開会 午後 1時28分)

◎西山則夫委員長

ただいまから、教育民生委員協議会を開会いたします。本日の出席者は全員でありますので会議は成立いたしております。

本日、御協議願います案件は、「水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について」、また報告案件として「新成人のつどいの会場変更について」であります。

【水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について】

◎西山則夫委員長

それでは、会議に入ります。「水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について」、御協議願います。

当局から説明を願います。教育長。

●宮崎教育長

本日は、教育民生委員会に引き続き協議会を開会いただき、ありがとうございます。

御協議いただく案件は、「水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について」並びに「新成人のつどいの会場変更について」の2件です。

詳細については、それぞれの担当課から御説明いたしますので、よろしく願います。

●野田生活支援課副参事

「水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について」、御説明申し上げます。

御手元の資料に基づき、1の水道料金の減免について経過を説明します。

昭和40年代後半には、高度経済成長や石油危機が原因となって急激な物価上昇が起こり、生活保護者の家計を著しく圧迫することになりました。

このような中で、公共料金やNHK受信料の減免制度が広がり、水道料金についても東京や大阪などの大都市を中心に減免制度が全国的に浸透していきました。

旧伊勢市では、昭和49年10月の水道料金改定時に生活保護世帯用料金を設定し、生活弱者の救済措置として減免を行いました。その後、旧伊勢市では、昭和57年4月の料金改定時に、料金表が用途別からメーター口径別に変更となったことに伴い、生活保護世帯用料金は基本料金プラス従量料金の0.8掛けとなりました。

平成17年の市町村合併の協議の中では、旧伊勢市、旧御菌村の減免制度の廃止が検討されましたが、結果的に旧伊勢市の例によるとのことから市全体に2割減免が適用され、今

日に至っています。

この減免制度については、一般会計繰出金で水道事業会計に全額補てんされており、平成 22 年度実績としては総額 211 万 4,587 円が一般会計から繰り出されています。

続いて、2 の減免廃止の理由についてですが、市町村合併から 5 年以上が経過し、公平でわかりやすい水道料金体系にするため見直しが行われ、平成 23 年度に料金改定が実施されたところです。

これに伴い、昭和 49 年から実施してきた水道料金の生活保護世帯に対する減免制度を次の理由により廃止したいと考えています。

1、減免が開始された昭和 49 年当時と今とでは社会経済情勢も異なり、急激な物価上昇も考えにくい。

2、水道料金は、生活保護費の生活扶助基準の中の第 2 類費において光熱水費として含まれている。

3、県下 14 市の中で生活保護世帯の水道料金の減免措置を実施しているのは伊勢市のみで、他の 13 市では実施していない。

以上のことから、水道料金の生活保護世帯に対する減免措置を廃止しようとするものでございます。

続いて、3 の減免廃止による影響額ですが、平成 22 年度の生活保護世帯の水道料金で 2 割減免後のひと月分の平均水道料金は 1,507 円で、減免を実施しなかった場合の通常のひと月分の平均水道料金は 1,884 円となりました。このことから、減免制度を廃止することにより旧伊勢市、旧二見町、旧御菌村のひと月分の平均影響額は 385 円の増額となり、また旧小俣町は 261 円の増額となります。

最後に、4 の減免廃止の時期についてですが、生活保護世帯への減免廃止時期については、今後、担当ケースワーカーが各生活保護減免該当世帯を順次訪問して減免廃止の周知・説明を行う期間が必要となるため、平成 23 年 12 月 1 日から減免廃止を実施したいと考えています。

以上、水道料金の生活保護世帯に対する減免廃止について、よろしく御協議いただきますよう、お願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいまの報告に対しまして、御発言はありませんか。

[何も発言する者なし]

◎西山則夫委員長

はい、御発言もないようですので本件についてはこの程度で終わります。

【新成人のつどいの会場変更について】

◎西山則夫委員長

次に、「新成人のつどいの会場変更について」当局から報告を願うことにいたします。
生涯学習スポーツ課長。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

説明の前に2点、訂正をお願いします。協議会資料2をごらんください。

〔別紙資料のとおり訂正〕

それでは、「新成人のつどいの会場変更について」、御説明いたします。

改めて、資料2を御高覧ください。

まず、1のこれまでの経緯ですが、合併前の市町村においては、こちらに記載しているそれぞれの会場で開催していましたが、合併により1,500人を超える対象者となることから、合併後は県営サブアリーナを会場として開催してきたところです。

次に、2の課題ですが、サブアリーナでの開催についての課題ですが、1つ目として新成人のつどい開催日はパーク・アンド・バスライドの実施期間と重なることから、時間的な調整は行っているものの県営サンアリーナ周辺の渋滞は避けられないこと、また、2つ目として今年度からフットボールヴィレッジ構想による施設整備が行われることから、工事の実施に伴いこれまでどおりの駐車スペースの確保が困難となることが挙げられます。

次に、3の会場変更についての考え方ですが、平成23年度の新成人のつどい対象者は約1,300人です。これまでの参加実績を見ると、おおよそ80%前後で推移していることから伊勢市観光文化会館にて開催可能との判断をいたしました。伊勢市観光文化会館の概要は固定座席が1,200席、予備座席100席、計1,300席です。

施設までの交通手段については、まず公共交通機関の利用について周知するとともに、自家用車への対応としては倉田山公園周辺に約600台分の駐車スペースを確保し、駐車場と会場を結ぶ臨時の送迎用シャトルバスを運行します。このことについては、平成23年8月5日開催の第1回新成人のつどい実行委員会において協議いただき、了承いただいたところです。

次に、4の平成23年度の開催日時ですが、平成24年1月8日日曜日、午前10時30分です。

最後に今後の予定ですが、9月9日に第2回実行員会を開催し、以降毎月1回程度、開催する予定です。10月上旬には市のホームページに掲載、11月上旬には案内状の発送と広報いせに掲載する予定です。

以上で新成人のつどいの会場変更についての説明を終わります。

◎西山則夫委員長

これについては報告案件ですので、この程度といたしますが、特段御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

はい。じゃあ、この案件については、この程度で終わります。

以上で、御協議願う案件は終わりましたので、これをもって協議会を閉会いたします。

(閉会 午後 1時39分)